

令和6年度広島県障害者虐待防止・権利擁護研修

広島県障害者権利擁護センターの 取り組みについて



広島県障害者権利擁護センター
山田 恵美子

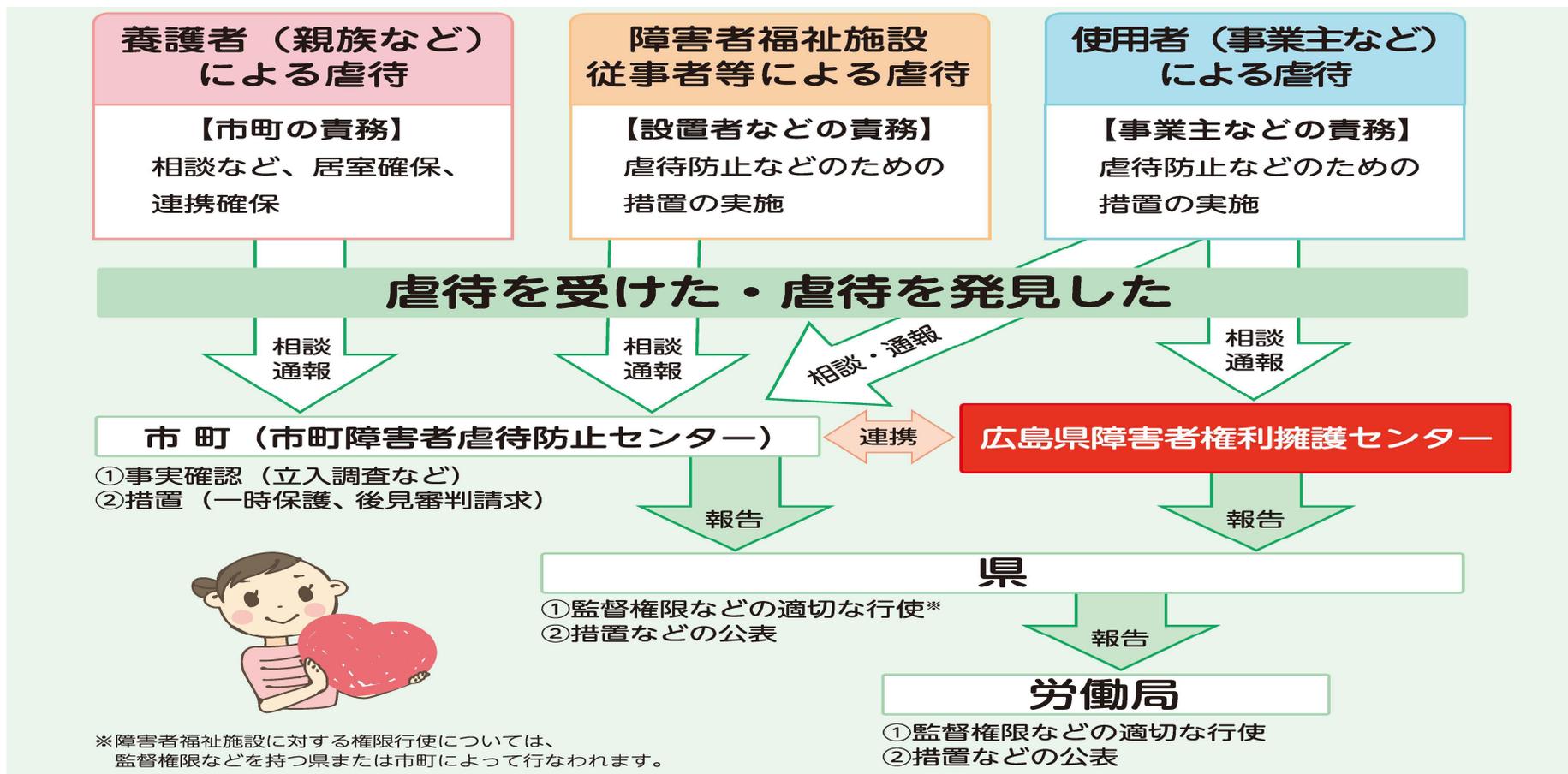
本日お伝えしたいこと

- 1 障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取り組みについて
- 2 本センターにおける虐待相談等の対応について
- 3 関係者の皆さまにお願いしたいこと

1 障害者虐待防止法に基づく 虐待防止の取り組みについて

障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取り組み

障害者虐待の相談・通報先は、①市町または市町障害者虐待防止センター及び②県障害者権利擁護センターです。
(法第32条、36条)



障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取り組み

対象となる「障害者虐待」の類型として、

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放置
(ネグレクト) ⑤経済的虐待が定義されています (法第2条)

身体的虐待

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること
身体を縛り付けたり、過剰な投棄によって動きを制限すること

殴る 蹴る つねる 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
身体の拘束 (柱やイス、ベッドに縛りつける) 部屋に閉じ込める
不要な薬を飲ませる 危険・有害な場所での作業を強いるなど



放棄・放置 (ネグレクト)

食事や排泄、入浴、洗濯などの世話や介助をしない
長時間の放置など養護を著しく怠ること

食事や水分を十分に与えない 不潔な住環境で生活させる
学校へ行かせない 必要な医療や福祉サービスを受けさせない
同居人、障害者福祉施設など他の従業者、利用者、企業の他の労働者による虐待行為を放置するなど



性的虐待

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること

性交 性器への接触 裸にする キスをする
わいせつな言葉を言う、言わせる
わいせつな画像や映像を見せるなど



経済的虐待

年金や賃金などを勝手に使ったり、
本人の同意なしに財産を処分すること

年金や賃金を渡さない
本人の同意なしに財産や預貯金を使う
日常生活に必要な金銭を渡さないなど



心理的虐待

脅し、侮辱するような言葉や態度で、
精神的な苦痛を与えること

「バカ」「アホ」などの侮辱する言葉を浴びせる
怒鳴る ののしる 悪口を言う 仲間はずれにする
子ども扱いする わざと無視するなど



虐待はしない！
させない！
がまんしない！

障害者虐待防止法に基づく虐待防止の取り組み

虐待のサインを見逃さないで

虐待をしている人が、そのことを自覚していなかったり、虐待されていても本人が言えなかったりすることがあります。

虐待を早期発見するには**虐待のサイン**を周囲の人が見逃さないことが大切です。

そのために、地域住民や会社の同僚、障害者福祉施設、医療機関、警察などによる連携が大切です。



2 本センターにおける虐待相談等の 対応について

本センターにおける虐待相談等の対応について

平成24年10月に施行された「障害者虐待防止法」に基づき、主に障害ある人を雇用する使用者からの虐待の相談窓口として、広島県から県社協への委託により「広島県障害者権利擁護センター」を運営しています。

広島県障害者権利擁護センター

(社会福祉法人 広島県社会福祉協議会)

TEL (082) 569-5151

FAX (082) 569-6161

メール kenri@hiroshima-fukushi.net

〈受付時間〉

平日 (月～金) : 8時30分～17時30分まで

※夜間、土・日・祝日、12月29日～1月3日は

留守番電話・FAX・メールで受け付けます。

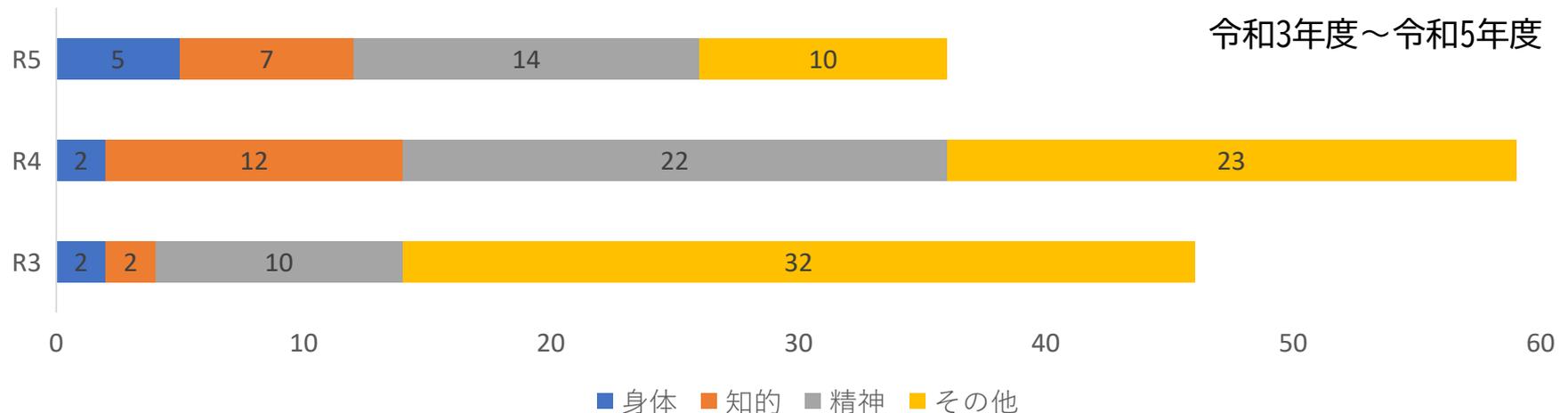
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内



本センターにおける虐待相談等の対応について

相談内容は、使用者虐待に限らず、日常生活に関わる全般的なものが多い状況です。近年、一般企業による障害者雇用率の上昇等もあり、福祉的就労にかかる相談も増えています。相談者の類型は精神障害の割合が比較的多い状況です。当センターでは具体的な解決策を提示することが難しく、傾聴して終了するケースも少なくありません。当センターとしては、必要に応じて、市町の障害者虐待防止センターや関係機関と連携しながら、相談対応をすすめています。

県障害者権利擁護センター相談・問合せ件数の推移



本センターにおける虐待相談等の対応について

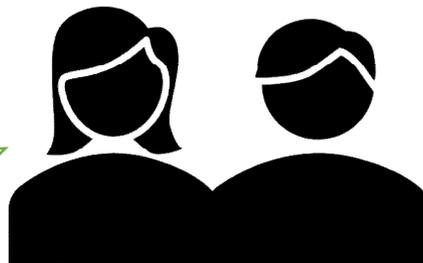
相談内容

※相談内容を一部加工修正し掲載

障害のある家族がいじめを受けている。
障害者虐待ではないか。

職場で明らかに他の職員との
待遇が異なっておりほとんど
仕事がもらえない。

複数の上司から職場で心理的
虐待を受けてきた。組織
の課題として虐待防止に取り
組む動きにつなげてほしい。



見た目を理由に、会社で
パワハラや差別を受けて
いる。この状況を改善し
てほしい。

施設内での利用者への対応につ
いて、虐待にあたる行為なのかどうか
知りたい。

施設内での職員による虐待が
発覚した。

3 関係者の皆さまにお願い したいこと

関係者の皆さまにお願いしたいこと

関係機関等と連携して、障害者虐待防止に係る広報・周知をすすめています。

【作成物】

- リーフレット（2種）
- チラシ

【配布先】

- 市町障害者虐待防止センター
- 広島労働局・ハローワーク
- 広島法務局
- 障害者就業・生活支援センター
- 障害者職業センター
- 特別支援学校
- 市町社会福祉協議会
- 関係機関・団体 等

令和6年度

施設・事業所及び
障害者を雇用する事業主の皆さんへ

障害者虐待をなくそう
皆さんからの通報が
障害者を虐待から守ることにつながります



私たちの周りでは、障害者の尊厳を傷つけるさまざまな虐待が発生しています。障害者に対する虐待には、障害者を養育する家族や障害者福祉施設の職員、勤め先の経営者などからの、暴力による身体的な虐待や経済的な虐待など、さまざまなケースがあります。こうした障害者に対する虐待を防ぐため、「障害者虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、市町障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが設置されています。虐待を受けていると思われる障害者を発見した人は、お住まいの市町障害者虐待防止センターなどお近くの相談窓口へ、速やかに知らせてください。

障害者を雇用する事業主は、障害者虐待の防止などのため、次のような措置を講じる必要があります。

- ①労働者への研修の実施
- ②障害者やその家族からの苦情の迅速的確の処理

障害者福祉施設の設置者及び障害福祉サービス事業者は、障害者虐待の防止などのため、次のような措置を講じる必要があります。

- ①虐待の防止などための責任者の配置
- ②障害者やその家族からの苦情の迅速的確の処理
- ③労働者への定期的な研修の実施
- ④虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底すること

専用コード
LINE、フェイスブック、
TwitterにQRコードを
読み取り、障害者虐待
防止法に関する
情報を知ることが
できます。



広島県障害者権利擁護センター

関係者の皆さまにお願いしたいこと

◎障害がある人の権利・生命を守る最たるものが、「虐待防止の取り組み」です。

◎虐待「かもしれない」と思われたら、市町センターや県センターにまずはご相談ください。「かもしれない」場合も通報義務があり、通報者・相談者の秘密は守られます。

ご清聴ありがとうございました